

2017年1月日

株式会社アシロ 御中  
代表取締役 中山博登 殿

〒700-0026 岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階  
適格消費者団体 特定非営利活動法人消費者ネットおかやま  
理事長 河田 英正  
TEL : 086-230-1316  
FAX : 086-230-6880  
HP : <http://okayama-con.net/>

## 質 問 書

### 1 はじめに

当法人は消費者の権利擁護を目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成し、消費者契約法（平成12年法律第61号）第13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。当法人の活動の一環として、消費者契約の約款や広告表示等の内容を検討し、その適正化のための提言を行っています。

この度、貴社が運営する厳選〇〇弁護士ナビというウェブサイトの表示に関し、景品表示法に違反するのではないかと疑われる情報提供がございましたので、貴社の見解をお伺いしたく、本書面を送付した次第です。

つきましては、ご多忙中恐縮ではございますが、本書到達後1ヶ月以内に、下記の質問事項について文書にてご回答いただければ幸いです。なお、回答の有無及び回答内容は当法人のウェブサイト等において公表する可能性があることを予め申し添えます。

### 2 情報提供内容について

貴社が運営する厳選〇〇弁護士ナビというウェブサイトは、例えば厳選交通事故弁護士ナビであれば交通事故に、厳選離婚弁護士ナビであれば離婚に、それぞれ得意な厳選された弁護士を探することができるものとされておりますが、実際に当該ウェブサイトに掲載されている弁護士が、いずれも各分野に得意な厳選された弁護士であるか疑義があります。

### 3 景品表示法上の問題点

景品表示法は第5条において、

事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

としており、また同条第1号において、

商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるものと定めております（優良誤認表示の禁止）。

ここで、貴社が、厳選〇〇弁護士ナビという表示を行うことで、一般消費者に対して、貴社の当該ウェブサイトにおいて、「厳選」された各種分野に得意な弁護士の情報を得られ、コンタクトを取ることができるという印象を与えているものと考えられます。そうすると、貴社が実際に弁護士を厳選し掲載するにあたって貴社が設定している基準や掲載方法の具体的内容によっては、一般的な消費者が「厳選」という文言から受ける印象とは異なる弁護士が掲載されている可能性もあり、その場合は、上記優良誤認表示の問題が発生するものと考えられます。

#### 4 結語

以上から、当法人は貴社に対して次のとおり質問させていただくとともに、関係する資料があれば、その送付をお願いいたします。

- (1) 厳選交通事故弁護士ナビ、厳選離婚弁護士ナビなど、貴社が運営する厳選〇〇弁護士ナビという名称のウェブサイトに弁護士を掲載する場合の、弁護士を厳選するための具体的選別基準や方法についてご回答ください。
- (2) 1度掲載した弁護士について、厳選された弁護士に該当するかどうかの基準を継続して満たしているかどうかを事後的に確認しているかどうか及び、確認している場合はその具体的基準や方法についてご回答ください。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。